一般社団法人北海道町内会連合会 情報公開規程

平成21年5月29日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。)に基づき、一般社団法人北海道町内会連合会(以下「本会」という。)が保有する文書の情報公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本会の文書とは、本会の経営状況を説明する別表に定める文書及び平成18年4月1 日以降に本会が作成し、又は取得した文書及び写真並びに電子計算機による処理に磁気 テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するも のであって、本会が管理しているものとする。

(経営状況を説明する文書の公開)

- 第3条 本会は、会計年度終了後、おおむね3か月以内に、本会の経営状況を説明する文書を 公開するものとする。
 - 2 本会はその主たる事務所に、経営状況を説明する文書を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(経営状況を説明する文書以外の文書の公開)

- 第4条 本会が保有する文書の閲覧の申出をしようとするものは、情報公開申出書(以下「申 出書」という。)を提出するものとする。
 - 2 本会は、次の情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該文書に係る文書の閲 覧等に応じるものとする。

ア 個人情報

本会が定めた個人情報保護規程(平成18年5月31日制定)により個人に関する 情報として保護されているもの

イ 法人情報

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、閲覧等に応じることによって、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

ウ 公共安定情報

閲覧等に応じることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

工 意思形成過程情報

本会又は国若しくは地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)の事

務又は事業に係る意思形成過程において、本会の機関内部又は本会と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、本会が作成し、又は取得した情報であって、閲覧等に応じることにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められるもの

才 協力関係情報

本会と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、本会が作成し、 又は取得した情報であって、閲覧等に応じることが当該協議又は依頼の条件又は趣旨 に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る 事務又は事業の適正な執行に支障が生じると認められるもの

カ 事業運営情報

入札予定価格、その他本会又は国等の事務又は事業等に関する情報であって、閲覧等に応じることにより当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

キ 法令秘情報

法令等の規定により明らかに閲覧等に応じることができないとされている情報

(文書の閲覧等の場所)

第5条 文書の閲覧等は、本会の主たる事務所において行うものとする。

(費用の負担)

第6条 閲覧等申出者は、別表に定める文書の閲覧等に要する費用(写しの送付に要する費用 を含む。)を本会の請求に基づき負担するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、本会の情報公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

1. 規程第2条に定める経営状況を説明する文書

	文書の内容	
• 定款	・収支計算書	• 総合財産目録
• 役員名簿	• 損益計算書	• 事業計画書
• 事業報告書	・貸借対照表	・収支予算書

2. 規程第6条に定める文書の閲覧等に要する費用

区分	費用の額
文書の写しの作成に要する 費用の額	職員が乾式複写機により、日本工業規格A列3番までの規格の用紙を用いて作成した場合はその枚数に15円を乗じた額とし、それ以外の方法による場合は、文書の写しを作成するために実際に要した費用の額。
文書の写しの送付に要する 費用の額	郵送又は信書便による送付に要する郵便料 金の額。